

4 戦略プロジェクト（重点施策項目）

関連する施策・事業を組み合わせ、3つの戦略プロジェクトを進めていきます。

戦略プロジェクト 1

地域まるっと子育て見守り・相談支援プロジェクト ～子育て家庭の孤立化ゼロ、児童虐待ゼロ作戦～

- ①こども家庭センターを中核拠点とした切れ目のない子育て支援の実施
- ②子育てサブ拠点の形成
- ③子育て中核拠点とサブ拠点の相互ネットワークの形成
- ④アウトリーチ型の子育て家庭見守り・相談支援事業の推進
- ⑤子育てリスク等を発見するための重層的なゲート機能の運用

重層的なゲート機能の運用イメージ図

妊娠期	出産 0歳	1歳	2歳	3歳
初回産科受診科助成事業、 妊娠届出時の面談	出産育児一時金申請や 出生届			
母子健康手帳交付	ドアノッキング事業			
母子手帳交付後 8か月後の電話による 健康状態の把握	赤ちゃん 訪問事業 (4か月まで)			
母親教室	7か月児健康相談			
妊娠中の健康相談	離乳食教室(7か月頃)			
妊産婦歯科健診、健康診査	フレッシュママの会 (4か月健診前)			
	1か月児 健康診査	乳幼児健康診査及び 乳幼児歯科健康診査 (1歳6か月児)	乳幼児歯科健康診査 (2歳児)	乳幼児健康診査及び 乳幼児歯科健康診査 (3歳児)
	4か月児 健康診査			

見守り、つなぐ!

誰一人取り残さない!
発見した子育てリスク等を抱える家庭に対する包括的な伴走支援

戦略プロジェクト 2

こどもの発達・成長に応じた切れ目のない 支援プロジェクト

～こどものライフステージ・ギャップ ゼロ作戦～

- ①幼稚園・保育園と小学校の連携会議を継続的開催
- ②切れ目のない相談支援体制の確立
- ③障がい児・発達障がい児のための療育・保育・教育等の充実
- ④若者就労支援やひきこもり対策

戦略プロジェクト 3

こども・若者の居場所、多様な体験・活躍機会の 創出プロジェクト

～こども・若者の自己肯定感・尊厳感アップ作戦～

- ①大口町こども条例の推進
- ②こども・若者の職業観・勤労観の育成とこどもの未来応援・やりたい応援

大口町 こども総合計画

令和7年度～令和11年度



大口町

計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口 ～誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち～

こどもも大人も地域も育つ

- こどもがいまいきと育つのはもちろんのこと、子育てを通して、親を含めた大人も育ち、さらに、子育てを共に支え、見守り、自立した地域社会が醸成されていく想いや願いを表現しています。

子育て文化のさくら咲く 大口

- 文化とは、人々の生活様式そのものであり、日々の生活の営みや人々の関わり合いの積み重ねの中で生まれ、受け継がれていく地域固有の有形無形の成果を意味します。「子育て文化」とは、子育てを通じた様々な活動や暮らし、子育てに対する想いや考え方が地域の個性として地域社会に根付くような形で、立ち表れてくる様子や状態を指します。
- 大口町の文化的な環境や暮らしのシンボルとなっている五条川の桜並木は、太古の昔から大口に存在していたわけではありません。戦後間もない頃に大口で暮らしていた人たちが、郷土を愛する心と自立の精神を持って、桜の苗木を一本一本植え、それらを育て、守り伝えてきたことにより、育まれてきた財産であり、大口町を特徴づける個性ある文化なのです。
- 多くの先人たちが明るく豊かな大口町の将来を夢見て一本一本の桜の苗木を植えたがごとく、現世代に生きる私たち町民一人ひとりが、子育て・子育てのまちづくりの土を耕し、苗を植え、肥料や水をあげることによって、美しく華やかに咲き誇る桜の花のように「子育て文化」を開花させる。このような、想いや願いを「子育て文化のさくら咲く 大口」と表現しました。

誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち

- こどもや若者が自分らしくいることは、心の健康と成長にとって非常に重要です。他人に合わせて無理をすると、本来の自分を見失い、自己肯定感が低くなる原因になり得ます。
- 自分の価値観や考え方を尊重し、自分の特性や個性を大切にすることで、自分自身への信頼感が高まり、積極的に人生に取り組む意欲が育まれます。
- また、誰もがその存在自体が大切にされることで、自分に価値があると実感し、安心感を得られます。これにより、個性が尊重され、互いを認め合う社会が築かれ、安心して自分らしく生きる基盤が生まれます。
- このように、自分らしくいられることや存在自体が大切にされること、すなわち、誰もが「尊厳感^{*}」が満たされることは、自己肯定感や自己有用感を高めていくことにつながり、豊かな人生を築いていく上でも重要な要素であるといえます。
- そこで、基本理念の副題として～誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち～を加えました。

※尊厳感：自分よりもより他者が「尊い」存在であるとこどもたち・若者たちが認識すること、そう感じることを表す造語。自分の存在が他者や社会にとって大切であると感じられる意識や感覚のことを指す。人は、周囲からの尊重や価値を感じられることで「自分の存在には意味がある」と認識し、安心感や自信を持つことができる。この感覚は、特にこどもや若者にとって重要で、自己肯定感や役立ち感の基盤となる。なお、新富康央さん(國學院大学名誉教授)は、「自分が「尊い」存在であると、こどもたちが認識すること」を「尊厳感」と名付けている。

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、本計画の策定及び施策・事業の推進にあたって大切にすべき基本的視点を5つ掲げます。

視点1

こどもの視点 (子育ての視点)

一人ひとりのこどもたちが、親や社会から愛されるべきかけがえのない存在として、夢と希望をもちつつ、安心して健やかに成長できる社会環境をつくることは、親を始めとした地域社会の大人たちの責務として十分に認識することが大切です。

こどもは、一人の自立した人として、地域社会の一員として、大人と同様に基本的な人権があります。また、「子どもの権利に関する条約」締結国でもあるわが国において、4つの原則(差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重)は、保障されなくてはなりません。

そのため、子育てをする親に対する支援という「親支援の視点」に加え、こどもの育ちやこどもにとっての幸せに何が必要なのかというこどもの視点(子育ての視点)を第一義とした施策・事業を推進する視点を大切にします。

視点2

すべての家庭に おける子育て支援・ 親育ち応援の視点

これまで推進してきたような保育や放課後児童クラブの充実など、仕事と子育ての両立をめざす家庭への支援に加えて、家庭で子育てをしている親の孤立感や不安感の解消や積極的な社会参画に対する支援、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭などに対する支援、母親だけでなく父親や祖父母も視野に入れた子育て支援など、すべての家庭に目を向けた子育て支援を進めることが大切です。

すべての家庭が、心にも身体にもゆとりをもって楽しみや喜びを実感しながら子育てができるよう支援していく視点や、子育てを通じて親としての自信を高め親自身も育つ「親育ち」を応援する視点を大切にします。

視点3

切れ目のない 支援の視点

子育て・子育て支援といっても、胎児から乳児幼児期、初等学齢期(小学生)、中等学齢期(中学生)などこどもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、こどものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。特に、障がいのあるこどもやその親に対する支援については、乳幼児期から就園期、就園期から就学期、進学期や就労期にかけて大きなギャップがあるのが現状であり、切れ目のない相談支援や、ライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。

関係部署や関係機関、子育て関連団体等が情報を共有しつつ、就園前の子育て家庭、幼稚園や保育園と小学校、中学校が相互により緊密な連携を図りながら、それぞれのこどもの年齢やおかれている状況など個々のライフステージに応じて、適切な子育て・子育てを切れ目なく支援していく視点や、要保護児童対策の視点を大切にします。

視点4

こどもを見守り 育てる地域社会 の視点

核家族化や近隣関係の希薄化とインターネットやSNSの普及が相まって、「子育ての孤独化・孤立化」が進む傾向がありますが、子育ての中心は親や家庭にあるという基本認識をもちつつも、単に家庭だけに子育てを委ねるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で担っていくという視点が大切です。

こどもや子育て家庭をあたたく見守り、応援するなど、親子が安心して共に育つことのできるような地域社会づくりを、個人を始め、家庭、自治組織や子育て支援グループ、行政などの様々な主体が相互に連携・協働することによって、地域ぐるみで進めていく視点を大切にします。

視点5

若い世代に 対する支援の 視点

晩婚化や女性の社会進出に伴う子育て支援の不足や教育費の負担増が少子化を加速させています。そして、非正規雇用の増加や不安定な雇用環境、新型コロナウイルスの影響がこれに拍車をかけ、結婚や子育てがより難しい状況となっています。また、こうした社会経済環境やデジタル社会の進展等を背景に生きにくさを感じて、悩みを抱え、社会的に孤立してしまう若者も少なくありません。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくとともに、結婚、子育てに対して希望が持てるよう、若い世代の不安定な生活基盤等の妨げとなる要因を取り除いていく必要があります。

また、乳幼児期から青年期までの発達段階に応じた切れ目のない支援を通じて、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしていくことが求められます。

そこで、これまでどちらかと言えば不足していた若い世代への支援の視点を大切にします。

3 基本目標と施策体系

基本理念「こどもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口 ～誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち～」を実現するために、以下の5つを基本目標とし、これらを施策の柱とした施策・事業を総合的に推進します。

基本目標 1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む

こどもは元来、生を受けた時より自ら育つ力を備えており、一人ひとりのこどもは独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り拓く主体として、大人と同様の基本的人権が守られなくてはならない存在です。また、結婚したい、こどもを産みたい・育てたいと望んでいても、それがかなわない社会経済環境にあり、結婚や子育てに対して夢や希望が持てなくなってしまう若い世代が多い状況にあるといわれています。

そのため、令和7年度に制定予定の「大口町こども条例」の基本理念・趣旨や内容を踏まえ、こどもの権利を保障するとともに、こどもや若者が将来に対して希望を持てるような支援や環境づくりをめざします。この実現のため、以下の施策を推進します。

- 施策01 こどもの権利や条例の周知
- 施策02 こどもの権利を保障するための取組の推進
- 施策03 体系的なキャリア教育と若者就労等支援
- 施策04 結婚したい・こどもを産みたいに対する支援(次代の親育て支援)



基本目標 2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

妊娠・出産・育児期は、母親自身の心身の変化や家族全体の生活リズムの大きな変化がおきる時期です。このため、心にゆとりが持てず子育ての不安感や孤独感が強くなる子育ての孤立化に陥ってしまうリスクのある時期でもあり、母子のみならず家族全体が健康で幸せあふれる暮らしができるよう支えていくことが大切です。

そのため、妊娠や出産に際しての不安や悩みを軽減・解消し、出産後も親子が健康で、のびのびと育児を楽しみ、こどもに愛情を注ぐことができるような支援環境づくりをめざします。この実現のため、以下の施策を推進します。

- 施策05 妊娠中及び出産・出産後の親への支援
- 施策06 乳幼児期の親子の保健・医療の充実
- 施策07 育児不安に対する相談体制の確保
- 施策08 食育の推進



基本目標 3 すべての家庭での子育てを支援する

社会環境の変化に伴って、身近な地域や親族からの子育てが受けにくくなっており、子育てが大変だと感じる子育ての負担感が強まる傾向がみられます。また、共働き世帯が増加傾向にある中、子育てと仕事が両立できるようにしていくことがより一層求められています。

そのため、子育て相談や地域における子育て支援活動を推進するなど子育てネットワークの「円(縁)」を広げることにより、親子が安心して共に育つことができるような地域で子育てを見守り応援する仕組みづくりと、保育等の充実など子育てと仕事が両立できる環境づくりをめざします。この実現のため以下の施策を推進します。

- 施策09 総合的な子育て支援サービスの充実
- 施策10 親と乳幼児のつどいと交流の場づくり
- 施策11 子育て情報の提供
- 施策12 保育の充実
- 施策13 放課後児童対策の充実
- 施策14 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの促進



基本目標 4 親と子が共に学び育つ環境づくりを支援する

少子化・核家族化の進行等に伴い、地域のつながりが希薄化、地域の子育て力や教育力の低下が指摘されています。“ひとりのこどもを育てるには村中のみんなの力が必要”というアフリカのことわざがあるように、子育てを母親だけや家庭だけに任せるのではなく、家庭をとりまく地域社会全体で担っていく環境づくりが求められます。また、一人ひとりのこどもが地域社会の一員としてそれぞれの役割と居場所があるような地域社会を形成していくことが大切です。

そのため、地域でこどもを育てていくという子育て文化を脈々と培ってきた本町の良さを継承しながら、こどもたちの“幸せ”が地域みんなの“幸せ”として共有できるような地域社会の形成、こどもたちが親や地域の人たちと共にふれあい、学び合い共に育つことができる環境づくりをめざします。この実現のため以下の施策を推進します。

- 施策15 誰もが学ぶ楽しさを知る幼児教育・学校教育の機会の提供
- 施策16 小中学生等の多様な体験機会の創出と居場所づくり
- 施策17 家庭・地域の子育て力・教育力の向上
- 施策18 こどもが安全で快適に過ごせる環境づくり



基本目標 5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する

様々な悩み等を抱え不登校になってしまう児童生徒や、障がいや発達に特性のあるこどもが増えています。また、虐待やネグレクトなどの理由で保護や支援が必要なこどもも少数ではありますがみられます。昨今ではヤングケアラーも社会問題になっています。

こうした少数ではありますが社会的に弱い立場にあるこどもが抱える問題は、その子の命に関わる問題やその子が一生なんらかの形で抱えていかざるを得ない問題など、こどもの基本的人権に関わる大きな問題であり、こうした問題の未然防止と、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない対応と専門的な援助が必要なこどもや家庭への支援が必要です。

そのため、社会的に弱い立場にあるこどもやその家庭に目を向けた施策・事業は、本来行政が施策のまんなかにならなければならないとの認識に立ち、発生予防からアフターケアに至るシームレスで総合的な支援の仕組みづくりをめざします。

この実現のため以下の施策を推進します。

- 施策19 不登校・ひきこもり対策の推進
- 施策20 障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児への支援
- 施策21 児童虐待の防止と対策
- 施策22 こどもの貧困問題への対応
- 施策23 外国にルーツを持つこどもやその家庭の支援
- 施策24 自殺対策の推進



子ども・子育て支援事業計画



1 教育・保育

	R7	R8	R9	R10	R11	確保方策
(1) 幼児期の教育(幼稚園・認定こども園(教育))						
量の見込み(人)	277	282	267	269	281	令和9年度までは2園の幼稚園で、令和10年度以降は、民間幼稚園1園と民間保育園1園が認定こども園に移行することによって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
確保目標量(人)	388	388	388	393	393	
(2) 幼児期の保育(保育園・認定こども園(保育)・地域型保育事業)						
量の見込み(人)	0歳	37	39	40	40	令和9年度までは、これまでの町内にある4つの保育園で対応していきます。 令和10年度以降は、民間幼稚園1園と民間保育園1園を認定こども園に移行することによって、受け入れの拡大を図ります。 必要に応じて人材を確保、配置してニーズ量の見込みを満たす保育量を確保していきます。
	1歳	84	91	92	93	
	2歳	101	91	107	109	
	3-5歳	408	376	351	344	
確保目標量(人)	0歳	39	39	42	42	
	1歳	85	95	95	95	
	2歳	102	96	108	114	
	3-5歳	503	503	503	527	

2 地域子ども・子育て支援事業

	R7	R8	R9	R10	R11	確保方策
(1) 延長保育(時間外保育)事業						
量の見込み(人)	11	10	10	9	9	利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。
確保目標量(人)	11	10	10	9	9	
(2) 一時預かり事業(幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり:預かり保育)						
量の見込み(人)	7,616	7,386	6,971	6,829	7,049	利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。
確保目標量(人)	9,025	9,025	9,025	9,025	9,025	
(3) 一時保育事業等(幼稚園等における預かり保育以外)						
量の見込み(人)	708	714	717	718	736	大口中保育園で定員は6人/日で実施しており、今後もこの体制を維持し、ニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保していきます。
確保目標量(人)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
(4) 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)						
量の見込み(人日)	1,980	1,886	1,873	1,897	1,860	ニーズ量の見込みに見合うサービス量を確保していくものとします。「ひろば」と「なかよし」の年齢による区分けをなくし、「ひろば」に統合することで、子育て支援の充実をさらに図っていきます。
確保目標量(人日)	3,034	3,034	3,034	3,034	3,034	
(5) 病児保育事業						
量の見込み(人日)	39	39	39	39	39	定員2人/日の提供が可能で、利用実績の推移を注視しながら、必要に応じてサービス提供体制の拡充を検討していきます。
確保目標量(人日)	480	480	480	480	480	
(6) すくすくサポート事業(子育て援助活動支援事業)						
量の見込み(人日)	157	157	157	157	157	援助会員と依頼会員が会員登録をし、お互いに支え合いながら地域ぐるみで子育てしていく事業です。本事業の周知を行い、会員拡大と利用促進に努めていきます。
確保目標量(人日)	157	157	157	157	157	

	R7	R8	R9	R10	R11	確保方策	
(7) 放課後児童健全育成事業							
量の見込み(人日)	通年利用	346	333	319	312	298	大口西児童クラブの新施設を整備し、令和7年4月に供用開始されることで平日については、必要なサービス量に見合う定員を確保することができます。 令和8年4月の供用開始をめざして、大口南児童クラブの施設を大口南小学校敷地内に整備します。 夏休みの定員を上回る利用については臨時的な職員の拡充と小学校の体育館等の他施設利用による弾力的な運営によって対応していきます。
	夏休み等	458	441	424	413	390	
確保目標量(人日)	通年利用	375	405	405	405	405	
	夏休み等	458	441	424	413	405	
(8) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)							
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0	必要になった時は、本町と委託契約を締結している町外の児童養護施設で対応していくものとします。	
確保目標量(人日)	0	0	0	0	0		
(9) 子育て支援センター事業(利用者支援事業)							
確保目標量(か所数)	3	3	3	3	3	基本型、こども家庭センター型、地域子育て相談機関を各1か所、計3か所を実施します。	
(10) 赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)							
量の見込み(人)	184	184	183	183	183	乳児家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。 独自事業であるドアノックング事業を引き続き推進します。	
事業実施予定	有り	有り	有り	有り	有り		
(11) 養育支援訪問事業							
量の見込み(人)	0	0	0	0	0	保健師、助産師等の専門職が対象家庭を訪問し、保護者の心身の健康や児童の養育に関する相談、助言、指導等を行う本事業について、必要に応じて対応していきます。	
確保目標量(人)	0	0	0	0	0		
(12) 妊婦健康診査							
対象者数(人)	184	184	183	183	183	すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。	
健診回数(回)	2,576	2,576	2,562	2,562	2,562		
(13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補正給付事業							
量の見込み(人)	43	43	43	43	43	幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち条件に該当する世帯の給食の副食費の実費負担分を援助します。	
確保目標量(人)	43	43	43	43	43		
(14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保							
幼児教育・保育の無償化において、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、必要な申請手続きを進めるとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。							
(15) 子育て世帯訪問支援事業							
量の見込み(人日)	2	2	2	2	2	令和6年度から事業を開始しています。ニーズ量の見込みに見合うサービス量を確保していくものとします。	
確保目標量(人日)	2	2	2	2	2		
(16) 児童育成支援拠点事業							
これまでも該当する児童については、個別の状況に応じた対応を行っています。今後もこれまでと同様の対応を想定しており、本事業の実施の有無については、引き続き検討していきます。							
(17) 親子関係形成支援事業							
育児に不安のある保護者や世帯について個別対応を行っています。これまでと同様の対応を想定しており、本事業の実施の有無については、引き続き検討していきます。							
(18) 妊婦等包括相談支援事業							
量の見込み(人回)	552	552	549	549	549	こども家庭センターで、1組あたりの面談回数を3回程度、相談支援を実施します。 出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施します。	
確保目標量(人回)	552	552	549	549	549		
(19) 産後ケア事業							
量の見込み(人日)	15	15	15	15	15	ニーズ量の見込みに見合うサービス量を確保していくものとします。	
確保目標量(人日)	15	15	15	15	15		
(20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)							
確保目標量(時間)	0~2歳児(各歳)	—	1,920	1,920	1,920	1,920	令和8年度からの実施を想定しています。 実施場所や体制、手続き等については、引き続き検討が必要です。